

[事案 2022-288] 新契約無効請求

・令和5年8月10日 裁定終了

<事案の概要>

保険会社の採用活動中に募集人から契約の勧誘があったことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年9月に契約した米ドル建終身保険2件について、以下等の理由により、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 保険会社の採用面接を受けている途中に、本契約の勧誘をされたため、申込みをしなければ不利に扱われると考え、勧誘を断り切れなかった。
- (2) 契約当時独身で、結婚や子育ては将来にわたってするつもりがなく、親や親族等に対する経済的保障も不要であると募集人に伝えていたが、募集人は、明らかに保障が過大な保険を契約するよう迫ってきた。
- (3) 保険会社へ転職すれば、収入が不安定になったり、減少する可能性が高い状況であったにもかかわらず、募集人は、転職前の給与所得を前提に設定した保険料を基に募集しており、妥当な勧誘ではなかった。
- (4) 入社後の社員が締結した新規契約には販売手数料が発生しないため、募集人は入社前に急いで契約をさせた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 今後、従事する可能性がある職業への理解を深めてもらうために、採用過程において、採用候補者に対し、保険契約を提案することがあるが、申し込むか否かは候補者の意思に委ねており、申立人に対しても、保険契約の締結の有無により、採用に影響がおよぶような誤解を与える発言はなかった。
- (2) 募集人は、申立人の実情調査を踏まえ、申立人のニーズに沿った保険契約を提案しており、申立人は前職在職中に当社への入社が決まっていたため、申立人が無収入になる可能性はなく、減収の可能性を考慮した提案を行った。
- (3) 採用候補者に対して、募集人の都合を優先して、組織的に入社前に契約をさせているという事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。